令和8年度実施

小規模事業者持続化補助金<創業型>第４回のご案内

特定創業支援等事業※1 を受けた創業1年以内の小規模事業者等が、商工会の助言等を受けて経営計画を策定し販路開拓等に取り組むことで、補助上限**200**万円、インボイス特例適用※2 の場合は更に**50万円上乗せ**の補助が受けられます！ **(最大補助金額250万円　補助率 2/3)**

※1 商工会等が実施し一定の要件を満たす創業セミナー等
※2 インボイス特例適用の要件等については、裏面及び公募要領をご確認ください。

取組例

機械を導入

新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入



広告宣伝

新たにテイクアウトを開始したことをＰＲするチラシの作成と配布



パッケージ変更

デザインを一新して、ブランド力向上し、顧客獲得を図る



店舗改装

座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗改装



申請方法

電子申請　※書面郵送での申請はできません。
※ 事前にGビズIDアカウントが必要です。（プライム・メンバー）
申請受付　令和８年１１月５日（木）開始

受付締切

第４回 ：令和８年１２月１５日（火） 17：00

※申請には商工会が発行する支援計画書が必要です。**商工会への支援計画書発行の受付締切は１２月４日（金）です。必ず事前に商工会に申請相談を行い、発行の依頼をしてください。**

公募要領・申請等　持続化補助金 商工会　検索

お問い合わせ先
栗東市商工会　☎077－552－0661

《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う販路開拓等の取組
新市場開拓や顧客獲得の為の商品開発・デザイン改変、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

《応募できる方》 ①、②いずれも満たす事業者

①商工会地区で事業を営む小規模事業者等

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業　種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	２０人以下
製造業その他	２０人以下

②公募締切日前１年以内に特定創業支援等事業の支援を受け、かつ開業した事業者

産業競争力強化法に基づく「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」※1による支援を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去１か年の間であること。

※1商工会等が実施し一定の要件を満たす創業セミナー等を指します

※申請時点において、創業間もなく、未だ事業活動を開始していない事業者についても補助対象となり得ます。（店舗がオープン準備中、ECモールへの出店準備中 等）
※小規模事業者持続化補助金＜創業型＞において、申請中もしくは採択を受けている事業者、または採択を受けて補助事業を実施した事業者は申請できません。
※小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、申請中もしくは採択を受けている事業者、または採択を受けて補助事業を実施した事業者は申請できません。

《対象経費》

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、
新商品開発費、借料、委託・外注費

《補助金上限・補助率と概要》

類型等	補助上限額	補助率	概　　要
創業型	**２００万円**	**２／３**	特定創業支援等事業を受けた創業1年以内の小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
インボイス特例	補助上限額に **最大５０万円上乗せ**		販路開拓等の取り組みに加え、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者、または2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、補助事業終了時点で適格請求書発行事業者の登録を受けた小規模事業者等

※詳細は公募要領等をご確認ください。

持続化補助金は小規模事業者が商工会の支援を受けながら事業を実施する補助金です。申請にあたってはお気軽に商工会までご相談ください。

～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～

お問い合わせ先
栗東市商工会　☎077－552－0661